

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成20年2月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)木川店舗
草津市木川町字樋頭309-1ほか

2 県の意見の概要

入口専用3、出入口4について、接続する市道木川東38号線の店舗周辺における幅員が狭いことから、通行車両の増加により交通渋滞や交通事故の発生が懸念されるため、同市道の拡幅が完了するまで入口専用3、出入口4を閉鎖することを視野に入れて再検討を行うこと。

3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

(2) 縦覧期間 平成20年2月15日から平成20年3月17日まで

【その他附帯事項】

- 1 計画店舗南西側に隣接している店舗、住宅展示場について、将来、住宅となった場合、予め検討している空調室外機等の騒音源移設や住宅に近い駐車枠の使用制限といった防音対策を実施すること。
- 2 木川町交差点から木川町北交差点を經由してUターンさせる経路誘導は、来店車両にとって判りづらいため、ホームページ等での案内のみならず、誘導看板の設置など十分な周知を図ること。
- 3 近隣の遊技場に計画している臨時駐車場について、繁忙期はこれを柔軟に活用することにより、木川町交差点の負荷を軽減すること。
- 4 24時間営業を行うことから、店舗が青少年の溜まり場となるおそれがあるので、店舗内の巡回や呼びかけなどを実施すること。